

日本労働同盟 セメント労働組合規約

第一章 総則

第一條 本組合は日本労働同盟セメント労働組合と略稱する事を得
第二條 本組合は日本労働同盟綱領並に主張の貫徹を以て目的とす
第三條 本組合は日本全国に於けるセメント関係の産業に従事する労働者を以て組織す
但し評議員會の承認する者を組合員とする事あるを以て

第四條 本組合は本部を東京に支部を全国各地に置き組合及各支部はその地方に於ける日本労働同盟所屬聯合會並に同盟會に加盟す可きものとす
第五條 本組合規約は本組合大會の決議を経てあらざれば變更する事を得ず
第六條 本組合は本規約第二條の目的を達せん爲左の部門を置く
一、事業部 二、争議部 三、調査部 四、組織部 五、共済部 六、教育出版部 七、政治部 八、其他組合の福利増進に必要な事業但し事業細則は別に之を定む

第二章 組合員の資格
第七條 本組合員は左の資格あるを要す
一、満十六歳以上
二、本規約第三條に該當する者
三、本組合規定の組合費を前納せる者

第三章 加入及脱退
第八條 本組合員たるに欲する者は規定の様式に従ひ指定事項を明記し加入金及組合費一ヶ月以上を添へ保證人連署の上申込み可し
但し保證人は組合員に限る
第九條 本組合は前項の申込に對し本人の資格を調査の上之を許可し組合員手續及徽章を交付す
第十條 本組合員にして脱退せんとする時は其の理由を明記し組合員手續及徽章を添へ保證人連署の上其の所屬支部に届出づべし但し幹事會の承認ある事を要す

第十一條 本組合員にして組合員たるの資格を失ひたる者は脱退を命ず
第十二條 本組合員にして一旦脱退せし者の再加入は幹事會及評議員會の承認あるを要す
第四章 組合員の権利義務
第十三條 本組合員は規定の組合費を毎月前納するの義務あるものとす
第十四條 本組合員は、役員選挙權及被選挙權を有す
第十五條 本組合員は規定に従ひ本組合の諸集會に出場し發言並に投票の權利を有す
第十六條 本組合員は本規約第六條に規定せる事業の特典に預る權利を有す
第十七條 本組合員は規約並に決議による一切の補助を享受するの權利を有す
第十八條 本組合員は本組合の規約及決議を尊重し之を遵守するの義務あるものとす

第十九條 本組合の加入金及組合費は如何なる場合と雖も之を返戻せず
第五章 賞罰
第二十條 本組合員にして、本組合に多大の貢獻ありたる時、幹事會及評議員會の決議により之を表彰す
第二十一條 本組合員にして、本組合の規定及決議に違反し又は本組合の名譽を汚損し、若くは利益に反し或ひは、組合員の義務を怠りたるものは、幹事會及評議員會の決議により之を除名し又は其の權利を停止す
第二十二條 虚偽を以て共済金を請求し或は之を受け又は故なく組合費一ヶ月分以上滞納したる者は、之を除名す

第六章 機関

第二十三條 本組合の會議を分ちて左の五種とす
一、大會 二、評議員會
三、執行委員會 四、支部總會
五、幹事會
一、大會は代議員及本部役員を以て組織し毎年一回組合長之を召集す、但し評議員會必要と認めたる場合臨時之を開催する事を得大會代議員は總同盟大會代議員選出規定数により選出大會の議長は組合長之に任じ議事は出席代議員の過半数を以て決す亦出席代議員は會費完納組合員一名に付き一票の割合を以て投票せしむるものとす
二、評議員會は大會に次ぐ決議機關にして理事並に本組合本部役員を以て組織し組合長之を召集す、評議員は各支部組合員五十名迄二名百名迄二名以上百名を増す毎に一名を増すの割合を以て選出す
三、評議員會議長は組合長之に任じ議事は出席評議員の過半数を以て決す可否同数なる場合議長之を決す
三、執行委員會は組合長主事會計執行委員を以て組織し大會並に評議員會決議に基き會務を執行す
四、支部總會は支部全員を以て組織し一年一回以上支部長之を召集す
五、幹事會は其の支部幹事を以て組織し必要ある毎に支部長之を召集す

第二十四條 本組合に左の役員を置く
一、組合長一名 二、主事一名
三、會計一名 四、執行委員若干名
五、會計検査役四名
一、組合長は大會に於て選舉し本組合を代表し事務を統理し一切の責に任ず
二、主事は大會に於て選舉し組合長を補けて事務を處理す
三、會計は大會に於て選舉し本組合本部會計を掌る
四、執行委員は原則として各支部總會に於て支部長、副支部長、幹事長、會計の中より順位之を推薦し大會の承認を得るものとす
但し任期は支部定期總會迄とす
五、會計検査役は大會に於て選舉し組合本部の會計を監督検査するものとす

第二十五條 組合長は必要に應じて事務員を任免する事を得
第二十六條 支部長は必要に應じ支部の事務員を任免する事を得
第二十七條 本組合役員は任期は各一年とす、但し重任を妨げず
第二十八條 本組合員にして役員に選舉せられたる時は之を拒む事を得ず、但し止むを得ざる時は評議員會又は幹事會の決議により承認する事あるを以て
第二十九條 本組合支部役員は規定の手續きに依り選出せられ組合長の承認を得る事を要す

第七章 會計
第三十條 本組合費は一ヶ月金五拾錢とす
但し婦人會員は金參拾錢とす
第三十一條 本組合加入金は金參拾錢とす
第三十二條 本組合本部の經費は組合費の中男子二十四錢、女子十二錢を以て之に充つ
第三十三條 本組合支部經費は組合費の中男子二十六錢、女子十八錢を以て之に充て地方同盟及聯合會費等を負擔し組合本部の監督を受く